

仕様書

平良港総合物流センタートイレ清掃業務について宮古島市長(以下甲)は受注者(以下乙)に委託する。

1. 件名: 平良港総合物流センタートイレ清掃業務
2. 場所: 宮古島市平良字西里 57-56 番地 1F
3. 期間: 令和8年4月1日~令和9年3月31日
4. 乙は、甲の指定する箇所の清掃を行い、清掃回数として月8回実施することとする。
5. 清掃は清掃区域内のゴミや廃棄物の回収、及びその清掃により生じたゴミや廃棄物は、乙の責任により処理を行うこと。
6. 乙は清掃区域内に自動車、家電製品その他粗大ゴミ、港湾施設の損傷等を発見した際には速やかに港湾管理者(委託者)に報告を行うものとする
7. 乙は、清掃業務の処理を外に委託、または請け負わせてはならない。
ただし、書面による甲の承諾を得たときは、この限りではない。
8. 委託料は、乙の請求により速やかに支払うものとする。
9. 乙は毎月、清掃業務実施報告書と同時に別紙様式により委託料を請求し、甲は請求があったその日から30日以内に支払わなければならない。
10. 甲は、乙がこの契約の各条項に違反したと認めるときは、この締結する契約を解除することができる。
11. 甲及び乙が本契約を実施するために必要な細部事項については、その都度協議のうえ決定する。